

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和6年5月28日の豪雨により、高山市丹生川町新張地内の主要地方道高山上宝線において道路沿いの谷から土砂が流出し、通行止めとなった。 現地調査を実施したところ、谷上部の農地が崩壊し、谷部には崩壊した土砂が堆積している状態で、降雨により道路に流出する恐れがあることから、通行規制の早期解除には、現地測量、対策工法の検討及び応急対策を実施する必要がある。 よって、随意契約により速やかに現地測量、対策工法の検討を行うことで早期に対策を実施し通行規制の解除と通行の安全確保を図りたい。 早期に復旧を行うには、設計を早急に行う必要があるため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>岐阜県では、災害復旧に必要な設計等業務を迅速に実施するため、(一社)岐阜県測量設計業協会と「災害時における設計等業務委託に関する協定書」を締結している。協定に基づき(一社)岐阜県測量設計業協会に要請したところ実務実施可能者として3者の報告を受けた。 3者のうち大同コンサルタンツ(株)は、地域の特性に精通しており、体制が整っているとして第一候補として報告されていることから本業務を実施する能力を有していると考えられる。 以上のことから大同コンサルタンツ(株)が業務実施者として最も妥当であるため、契約の相手方とすることとする。</p> <p>大同コンサルタンツ(株) 岐阜県岐阜市中鶉2丁目11番地</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。